

令和5年度高知県国民健康保険事業費納付金及び 標準保険料率の算定結果について

高知県
健康政策部 国民健康保険課

1. 令和5年度 国民健康保険事業費納付金の 算定結果について

令和5年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果

<算定結果の概要>

○納付金総額：約204億円

(前年度との差 ▲約15億円 (▲6.9%))

○被保険者1人当たりの納付金額：137,445円

(前年度との差 ▲3,123円 (▲2.2%))

○市町村毎の納付金総額：増加3市町村、減少31市町村

※被保険者一人当たりでは、増加5市町村、減少29市町村

○激変緩和措置額：約0.7億円(18市町村が対象)

※財源となる国の拡充公費の見込額：約1.1億円(加えて県1号繰入金の一部を活用)

(※R5年度の縮減分：約2.1億円(激変緩和措置対象額約2.8億円の3/4))



【参考①】算定の基礎となる数値 ※ () 内は前年度の本算定結果との差、増減率

被保険者数 : 148,706人 (▲7,481人、▲4.8%)

所得(医療分) : 約709億円 (▲約44億円、▲5.8%)

保険給付費 : 395,108円/人 (▲5,285円/人、▲1.3%)

※R4納付金算定時の推計値との比較

<参考>R4実績見込み392,857円/人

R4実績見込みとの比較(+2,251円/人、+0.6%)

【参考②】納付金の算定式の概要

①県全体の納付金収納必要総額を算定

医療給付費
等総額
(県全体)

-

納付金収納
必要総額
(県全体)

公費等
(※)

※保険者努力支援交付金、県2号繰入金分等の市町村向け公費等は除く

②各市町村ごとの納付金額を算定

納付金収納
必要総額
(県全体)

×

各市町村の

・医療費指数(年齢調整後)
・被保険者の所得水準
・被保険者
・世帯数のシェア(※1)

×

調整率

=

各市町村
の納付金

(※1) 後期・介護分は被保険者の所得水準、被保険者数及び世帯数のみ

令和5年度 市町村別国民健康保険事業費納付金額（本算定）

	令和5年度 納付金額 (千円)		1人当たり 納付金額 (円)	
		対前年度 増減率		対前年度 増減率
県計	20,438,872	▲ 6.9%	137,445	▲ 2.2%
高知市	8,371,302	▲ 6.3%	142,818	▲ 1.6%
室戸市	498,568	▲ 12.8%	143,762	▲ 4.5%
安芸市	737,339	▲ 9.8%	152,091	▲ 2.9%
南国市	1,289,218	▲ 9.7%	140,178	▲ 4.1%
土佐市	945,946	▲ 6.5%	144,045	▲ 0.9%
須崎市	711,052	▲ 5.3%	128,697	▲ 3.3%
土佐清水市	429,078	▲ 9.7%	122,769	▲ 4.1%
宿毛市	599,493	▲ 9.3%	123,378	▲ 2.6%
四万十市	883,613	▲ 7.4%	115,429	▲ 2.9%
香南市	1,029,579	▲ 5.6%	137,021	▲ 2.4%
香美市	818,019	▲ 6.0%	138,930	▲ 0.8%
東洋町	93,734	▲ 10.9%	147,845	▲ 0.2%
奈半利町	107,649	▲ 20.1%	132,247	▲ 8.8%
田野町	93,802	▲ 10.0%	142,123	▲ 1.4%
安田町	101,680	▲ 7.4%	139,096	▲ 4.6%
北川村	41,752	▲ 14.9%	128,466	▲ 13.5%
馬路村	21,028	▲ 10.9%	149,131	0.5%

	令和5年度 納付金額 (千円)		1人当たり 納付金額 (円)	
		対前年度 増減率		対前年度 増減率
県計	20,438,872	▲ 6.9%	137,445	▲ 2.2%
芸西村	215,585	▲ 9.7%	173,718	▲ 5.3%
大川村	9,177	40.7%	122,349	48.2%
土佐町	105,757	▲ 2.5%	128,501	▲ 1.9%
本山町	93,739	5.8%	127,017	9.1%
大豊町	121,583	▲ 4.9%	141,211	▲ 2.5%
佐川町	399,779	▲ 3.2%	142,982	▲ 1.4%
越知町	160,932	▲ 10.5%	126,221	▲ 3.9%
中土佐町	232,038	▲ 8.3%	144,842	▲ 2.3%
日高村	151,413	▲ 4.1%	127,344	▲ 1.1%
梶原町	96,460	▲ 6.2%	122,101	▲ 3.2%
大月町	177,389	▲ 6.0%	124,922	▲ 3.6%
三原村	48,619	▲ 6.6%	129,997	▲ 4.6%
いの町	662,362	▲ 6.0%	135,953	▲ 1.3%
津野町	155,126	1.4%	124,598	3.6%
仁淀川町	135,356	▲ 1.7%	121,941	2.4%
四万十町	543,074	▲ 6.1%	123,286	▲ 4.1%
黒潮町	357,649	▲ 3.3%	121,073	▲ 1.9%

- (注)
- ①県全体では、被保険者数が減少しているため、納付金総額は減少（1人当たりの金額は微減）
 - ②太字+下線は激変緩和措置の対象の18市町村
 - ③一部市町村で納付金額が前年度に比べ著しく増加している主な要因は、これまでの激変緩和措置の段階的縮減によるもの。（R5年度は3/4縮減）
 - ④1人あたり納付金額は、「各市町村の納付金額÷被保険者数（納付金算定時の見込み）」で算出した額であり、被保険者が実際に支払うべき保険料ではない

令和5年度の国保事業費納付金の本算定の前提条件について（令和4年度との比較）

算定の前提条件 (主なもの)	令和4年度 納付金 本算定時	令和5年度 納付金 本算定時	変更点
医療費指数反映係数 α	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	変更なし。
所得係数 β	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分 0.79 ・後期分 0.80 ・介護分 0.81 いずれも国基準の「 β =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分 0.79 ・後期分 0.80 ・介護分 0.81 いずれも国基準の「 β =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	考え方に変更なし。 (全国平均所得と本県平均所得との比較であるため、値は若干、変化する。)
年齢調整後の医療費指数の算出における、共同負担の実施	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	変更なし。
激変緩和措置の経過措置	激変緩和措置額を令和2年度算定以前と同様の方法で算定し、段階的に縮減（縮減率：2/4）縮減額は、後年度に活用可能な財源として確保	激変緩和措置額を令和2年度算定以前と同様の方法で算定し、段階的に縮減（縮減率：3/4）縮減額は、後年度に活用可能な財源として確保	考え方に変更なし。
医療分の激変緩和（経過措置）の基準値	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	変更なし。
激変緩和措置（経過措置）における「許容範囲」	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	変更なし。
激変緩和措置（経過措置）における自然増等の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分：9.76% (1.56%) ・後期分：14.52% (2.28%) ・介護分：17.35% (2.70%) ○3つの合算：11.02% (1.76%) ※H28→R4の6年間の伸び率。 ()内は半年度換算。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分：4.29% (0.60%) ・後期分：26.05% (3.36%) ・介護分：15.66% (2.10%) ○3つの合算：9.68% (1.33%) ※H28→R4の6年間の伸び率。 ()内は半年度換算。	考え方に変更なし。

2. 令和5年度 標準保険料率の算定結果について

令和5年度の標準保険料率について

■ 標準保険料率について（3つの標準保険料率）

- 標準保険料率とは、将来的な保険料負担の平準化を進めるために、県が市町村ごとの標準保険料率を提示することにより、標準的な住民負担の見える化を図るもの。
- 県が標準保険料率を示すことで、各市町村は他市町村との比較も含め、市町村ごとのあるべき保険料率とその理由を把握することが可能となる。

①都道府県標準保険料率	②市町村標準保険料率	③市町村の算定方式に基づく標準保険料率
<ul style="list-style-type: none"> ・全国統一の保険料算定ルール（所得割、均等割の2方式等）により、都道府県間比較を行うもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算定。
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法で都道府県は、 <ul style="list-style-type: none"> ・算定が義務付け ・公表に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法において都道府県は、 <ul style="list-style-type: none"> ・算定が義務付け ・公表に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 算定は任意

■ 標準保険料率の主な算定条件

	①都道府県標準保険料率 （全国統一ルールで 都道府県間の比較）	②市町村標準保険料率 （県内統一ルールで 県内市町村間の比較）
標準的な保険料算定方式	2方式（所得割・均等割）	3方式（所得割・均等割・平等割）
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	所得割：資産割＝100：0 （2方式のため、資産割を用いない。） 均等割：平等割＝100：0 （2方式のため、平等割を用いない。）	所得割：資産割＝100：0 （3方式のため、資産割を用いない。） 均等割：平等割＝70：30
賦課限度額 （令和4年度）	医療分：65万円、後期高齢者支援金分：20万円、介護納付金分：17万円	
標準的な収納率	各市町村の調整後の保険料必要収納額の総和で算定するため、設定がありません。	市町村ごとに、被保険者数の規模に応じて、標準的な収納率を設定しています。

①都道府県標準保険料率（2方式）

⇒全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間の比較を行うもの。

区分	所得割率（%）	均等割額（円）
医療分	6.80%	41,228円
後期高齢者支援金分	2.84%	16,663円
介護納付金分	2.46%	18,105円

※注意：都道府県標準保険料率は実際の保険料（税）率を示すものではありません。

②市町村標準保険料率(3方式)

⇒県内統一の保険料算定ルールにより市町村間比較を行うもの。

※各市町村別の上段は国保事業費納付金の激変緩和措置を講じた場合、下段は激変緩和措置を講じなかった場合の標準保険料率

No.	保険者名	区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
			所得割率 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.18		30,411	19,909	2.87		11,808	7,730	2.48		12,723	6,299
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.13		30,209	19,777	2.87		11,808	7,730	2.48		12,723	6,299
		(参考)R4保険料率(実績)	9.08		21,600	24,000	2.80		7,200	7,800	2.76		8,400	6,800
2	室戸市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.62		28,062	18,371	2.89		11,882	7,779	2.48		12,743	6,309
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.57		27,851	18,233	2.89		11,882	7,779	2.48		12,743	6,309
		(参考)R4保険料率(実績)	9.20		31,900	26,800	1.10		9,400	5,200	2.20		10,800	5,800
3	安芸市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.29		30,903	20,231	2.88		11,813	7,734	2.49		12,776	6,325
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.31		30,998	20,294	2.88		11,813	7,734	2.51		12,887	6,381
		(参考)R4保険料率(実績)	7.90		29,000	23,000	2.50		9,000	7,000	2.30		11,000	5,000
4	南国市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.94		29,424	19,263	2.80		11,495	7,525	2.44		12,551	6,214
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.89		29,218	19,128	2.80		11,495	7,525	2.44		12,551	6,214
		(参考)R4保険料率(実績)	8.30		26,300	30,000	2.60		8,100	9,400	2.30		9,100	7,200
5	土佐市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.63		32,320	21,159	2.85		11,686	7,650	2.46		12,650	6,263
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.73		32,778	21,459	2.85		11,686	7,650	2.48		12,726	6,301
		(参考)R4保険料率(実績)	8.00	30.28	23,600	26,800	2.50	9.72	6,700	7,400	2.50	7.50	8,000	5,900
6	須崎市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.51		27,601	18,070	2.75		11,310	7,405	2.45		12,601	6,239
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.47		27,422	17,953	2.75		11,310	7,405	2.45		12,601	6,239
		(参考)R4保険料率(実績)	7.80	30.00	24,000	25,000	3.20	13.00	6,000	7,000	2.00	7.00	7,700	5,600
7	土佐清水市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	4.88		20,666	13,530	2.75		11,277	7,383	2.39		12,281	6,081
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	4.83		20,486	13,412	2.75		11,277	7,383	2.39		12,281	6,081
		(参考)R4保険料率(実績)	8.20		31,000	26,000	2.50		10,000	7,000	2.50		10,000	5,000
8	宿毛市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	5.64		23,917	15,657	2.86		11,750	7,692	2.48		12,763	6,319
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	5.60		23,746	15,546	2.86		11,750	7,692	2.48		12,763	6,319
		(参考)R4保険料率(実績)	8.00		22,000	23,000	2.30		6,000	5,500	2.00		7,500	5,300
9	四万十市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	5.23		22,144	14,497	2.82		11,602	7,596	2.48		12,744	6,310
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	5.19		21,996	14,400	2.82		11,602	7,596	2.48		12,744	6,310
		(参考)R4保険料率(実績)	6.40		20,000	15,000	2.50		8,700	7,000	2.10		9,000	5,000
10	香南市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.69		28,350	18,560	2.82		11,572	7,576	2.43		12,504	6,191
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.70		28,401	18,593	2.82		11,572	7,576	2.46		12,652	6,264
		(参考)R4保険料率(実績)	8.10		29,700	22,600	2.50		9,100	7,200	2.20		9,900	5,300
11	香美市	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.48		27,468	17,982	2.81		11,552	7,563	2.45		12,587	6,232
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.60		27,956	18,302	2.81		11,554	7,564	2.46		12,635	6,256
		(参考)R4保険料率(実績)	8.50		26,400	20,000	3.00		8,400	8,000	2.40		9,000	7,000
12	東洋町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.67		32,508	21,282	2.84		11,667	7,638	2.42		12,429	6,154
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	8.07		34,200	22,390	2.87		11,802	7,727	2.57		13,219	6,545
		(参考)R4保険料率(実績)	7.10		24,000	16,000	1.90		7,000	4,000	1.10		8,000	
13	奈半利町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.22		26,378	17,269	2.83		11,606	7,598	2.49		12,813	6,344
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.18		26,181	17,140	2.83		11,606	7,598	2.49		12,813	6,344
		(参考)R4保険料率(実績)	6.35	38.00	24,900	19,000	1.90	12.00	7,500	5,700	1.90		11,800	
14	田野町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	8.26		35,010	22,920	2.81		11,526	7,546	2.42		12,434	6,156
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	8.26		35,013	22,922	2.84		11,671	7,641	2.48		12,721	6,298
		(参考)R4保険料率(実績)	7.00		24,000	18,000	2.10		6,800	6,800	2.00		10,500	
15	安田町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.39		31,313	20,499	2.79		11,469	7,509	2.46		12,624	6,250
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.35		31,128	20,378	2.79		11,469	7,509	2.46		12,624	6,250
		(参考)R4保険料率(実績)	8.10		28,000	29,000	2.50		9,000	8,000	2.00		15,000	
16	北川村	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	8.70		36,867	24,135	2.85		11,690	7,653	2.53		13,000	6,437
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	8.65		36,656	23,998	2.85		11,690	7,653	2.53		13,000	6,437
		(参考)R4保険料率(実績)	7.84	13.30	25,000	23,000	2.25	6.00	7,600	7,200	1.89		11,000	
17	馬路村	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	4.68		19,816	12,973	2.86		11,729	7,679	2.59		13,329	6,600
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	5.04		21,347	13,975	2.97		12,191	7,981	2.59		13,329	6,600
		(参考)R4保険料率(実績)	6.20		24,000	26,000	1.20		6,000	7,000	1.60		9,000	
18	芸西村	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	8.74		37,033	24,244	2.89		11,869	7,770	2.53		12,990	6,432
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	8.69		36,846	24,122	2.89		11,869	7,770	2.53		12,990	6,432
		(参考)R4保険料率(実績)	8.50		25,000	23,000	2.70		8,000	7,000	2.30		9,000	9,000
19	大川村	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	15.30		64,821	42,436	2.84		10,863	7,112	2.32		11,908	5,896
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	16.86		71,457	46,780	2.86		11,749	7,691	2.50		12,855	6,365
		(参考)R4保険料率(実績)	2.50		9,800	6,600	2.40		9,200	6,200	2.10		10,300	5,000
20	土佐町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	8.62		36,542	23,923	2.79		11,447	7,494	2.33		11,973	5,928
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	8.72		36,935	24,180	2.86		11,756	7,696	2.51		12,906	6,390
		(参考)R4保険料率(実績)	6.00	33.00	21,000	15,000	2.00	10.30	6,800	4,600	1.60	9.00	6,000	4,000
21	本山町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.07		25,713	16,834	2.74		11,259	7,371	2.38		12,249	6,064
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.23		26,415	17,293	2.74		11,259	7,371	2.38		12,249	6,064
		(参考)R4保険料率(実績)	6.50	35.00	20,500	15,500	3.00	16.00	8,500	7,500	3.00	11.00	9,500	8,500
22	大豊町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.36		31,207	20,430	2.79		11,456	7,500	2.40		12,343	6,111
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.57		32,063	20,991	2.79		11,456	7,500	2.45		12,570	6,224
		(参考)R4保険料率(実績)	7.10		33,000	28,000	2.40		10,000	7,100	2.00		10,400	5,100
23	佐川町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.84		28,981	18,973	2.8		11,493	7,524	2.50		12,825	6,350
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.96		29,483	19,302	2.82		11,594	7,590	2.50		12,825	6,350
		(参考)R4保険料率(実績)	7.30		30,100	20,800	2.50		10,500	7,200	2.20		11,600	5,500
24	越知町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.53		27,662	18,109	2.75		11,306	7,402	2.38		12,227	6,054
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.58		27,902	18,267	2.75		11,306	7,402	2.38		12,226	6,054
		(参考)R4保険料率(実績)	7.70	30.00	18,000	18,000	2.70	13.00	9,000	8,000	2.50	17.00	11,000	6,000
25	中土佐町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.40		31,367	20,535	2.82		11,572	7,576	2.47		12,691	6,283
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.43		31,485	20,612	2.83		11,624	7,610	2.47		12,691	6,283
		(参考)R4保険料率(実績)	7.35		22,000	21,000	2.22		9,000	6,000	2.14		8,000	5,000
26	日高村	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	6.54		27,719	18,147	2.81		11,555	7,565	2.45		12,605	6,241
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	6.66		28,227	18,479	2.84		11,649	7,626	2.45		12,605	6,241
		(参考)R4保険料率(実績)	7.00		27,600	19,200	2.30		9,300	6,800	2.50		12,600	6,200
27	構原町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	7.16		30,349	19,869	2.81		11,560	7,568	2.43		12,481	6,180
		市町村標準保険料率(激変緩和なし)	7.27		30,816	20,174	2.81		11,560	7,568	2.53		12,978	6,426
		(参考)R4保険料率(実績)	8.40		26,700	18,000	2.80		8,700	5,900	1.90		7,800	3,800
28	大月町	市町村標準保険料率(激変緩和あり)	5.67		24,014	15,721	2.75							

③市町村の算定方式に基づく標準保険料率

令和4年12月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算定。

No.	保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	8.14	-	23,586	23,283	3.18	-	9,201	9,083	2.96	-	9,720	7,222
2	室戸市	7.05	-	25,023	20,812	1.70	-	15,879	8,695	2.57	-	11,926	6,543
3	安芸市	7.36	-	27,980	23,244	2.81	-	10,981	8,948	2.55	-	12,899	5,866
4	南国市	7.39	-	22,056	25,302	2.93	-	8,577	10,007	2.55	-	10,278	8,072
5	土佐市	7.36	28.04	23,325	25,416	2.79	10.94	8,053	8,530	2.73	8.26	9,293	6,864
6	須崎市	5.97	29.58	20,125	20,728	2.98	17.05	6,233	7,193	2.20	10.33	9,220	6,921
7	土佐清水市	6.23	-	15,510	12,211	3.42	-	9,002	5,917	3.18	-	8,890	4,367
8	宿毛市	6.41	-	20,448	13,799	3.13	-	10,102	6,817	2.77	-	11,183	5,640
9	四万十市	5.78	-	18,977	14,133	2.89	-	10,457	8,347	2.63	-	11,767	6,556
10	香南市	6.55	-	27,191	19,190	2.69	-	11,161	7,877	2.33	-	12,447	6,292
11	香美市	7.57	-	22,761	16,488	3.32	-	8,788	8,002	2.80	-	9,191	7,215
12	東洋町	8.34	-	29,641	19,927	2.88	-	11,187	6,443	2.13	-	14,807	-
13	奈半利町	6.49	26.85	22,982	17,288	2.87	11.89	10,193	7,668	3.16	-	16,907	-
14	田野町	8.92	-	32,051	23,371	2.88	-	9,803	9,524	2.73	-	16,591	-
15	安田町	7.97	-	29,439	28,605	2.98	-	11,479	9,602	2.49	-	20,066	-
16	北川村	9.18	14.16	28,521	27,534	2.79	6.75	9,178	9,126	2.58	-	15,958	-
17	馬路村	4.30	-	18,847	19,011	2.15	-	12,200	13,242	2.92	-	18,052	-
18	芸西村	10.00	-	27,124	24,860	3.24	-	8,722	7,994	2.72	-	9,247	9,153
19	大川村	19.53	-	67,432	33,866	3.32	-	11,471	5,761	2.51	-	11,332	4,857
20	土佐町	8.11	44.9	28,481	20,318	2.63	14.26	9,001	5,963	2.24	12.43	8,938	5,886
21	本山町	6.20	30.72	19,394	14,128	2.81	13.91	8,005	7,099	2.84	9.4	7,879	7,443
22	大豊町	6.44	-	31,180	26,332	2.69	-	11,679	8,250	2.33	-	12,939	6,161
23	佐川町	6.70	-	28,661	19,329	2.67	-	11,635	7,783	2.48	-	13,309	6,288
24	越知町	7.65	27.19	17,273	16,880	2.86	11.53	8,494	7,350	2.44	15.87	10,291	5,425
25	中土佐町	8.29	-	25,610	22,902	2.79	-	12,000	7,183	2.65	-	10,164	6,210
26	日高村	6.24	-	27,365	19,177	2.60	-	11,546	8,503	2.23	-	12,627	6,568
27	橋原町	8.01	-	27,551	17,908	3.13	-	10,495	6,861	2.47	-	10,459	6,585
28	大月町	5.51	-	20,421	21,916	2.85	-	9,078	10,782	1.75	-	12,610	10,570
29	三原村	6.54	14.79	15,838	20,171	2.53	10.55	10,027	7,065	2.53	1.78	6,474	8,739
30	いの町	6.24	-	31,017	19,998	2.67	-	11,800	7,990	2.25	-	13,327	6,665
31	津野町	6.29	-	22,008	19,670	3.31	-	8,517	8,881	2.58	-	10,269	8,165
32	仁淀川町	5.19	-	25,428	15,022	2.35	-	11,666	6,454	1.93	-	13,640	5,029
33	四万十町	7.20	-	14,951	18,129	3.77	-	7,505	7,829	3.01	-	9,504	5,977
34	黒潮町	6.44	22.95	18,509	18,804	2.81	11.53	8,083	8,212	2.68	9.01	9,144	6,955

※市町村ごとの実態に応じた算定方式、応能・応益割合等で算定（令和4年12月時点で市町村に照会）

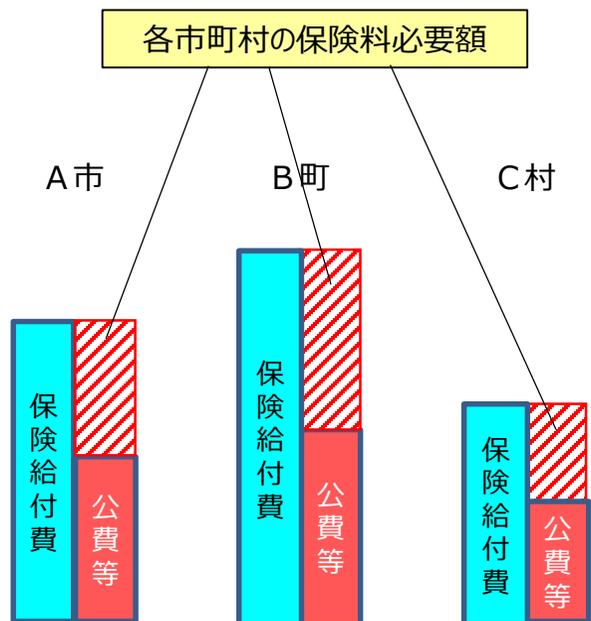
※国保事業費納付金の激変緩和措置を講じた場合の標準保険料率

3. 參考資料

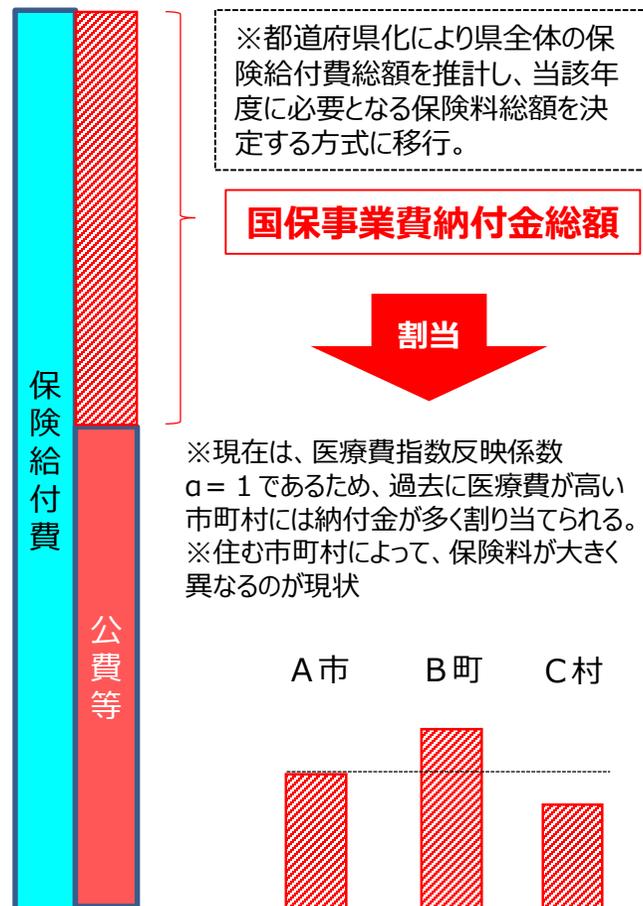
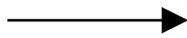
国保事業費納付金算定の基本的な考え方

- 平成30年度の都道府県化に伴い、都道府県は、県全体の医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金の額として、これを市町村ごとに決定する。
- 納付金の仕組みの導入により、県全体の医療費から各市町村（及び被保険者）の負担が決定する仕組みに。
- 市町村毎の納付金の額を決定する際に年齢調整後の医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数を考慮。

・市町村国保の財政運営の仕組みも「量出制入」であるため、過去に医療費が高かった市町村は保険料負担が高い傾向がある。
・医療費水準以外にも、様々な要因により、市町村ごとの保険料格差が生じている。



市町村ごとに財政運営（～H29年度）



都道府県単位化（H30年度～）

国保事業費納付金算定の流れ① (納付金総額)

- 市町村別に按分する前の国保事業費納付金総額は、「医療分」、「後期後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3つの区分に分けて、マクロベースで算定。(区分は市町村の保険料(税)と同様)
- 各区分毎で歳出総額を見積もり、公費を充当、不足する分が納付金として集める総額となる。(⇒「量出制入」)

(1) 医療分

国保険者努力支援交付金(県分)	国・調整交付金 ※市町村向け特調除く(9%)	前期高齢者交付金
国・特別高額医療費負担金	国・療養給付費等負担金(32%)	
納付金(医療分)		

- ・外枠が県の歳出の普通交付金となる。(⇒県全体の保険給付費)
- ・医療分にのみ前期高齢者交付金が充当される
- ・県全体に対して交付される公費等を充当して不足する部分が市町村に納付していただく納付金の総額。

(2) 後期高齢者支援金分

納付金(後期分)	国・調整交付金(9%)
	国・療養給付費等負担金(32%)
	県繰入金(9%)

- ・外枠が県の歳出としての後期高齢者支援金。
- ・後期高齢者医療制度への支援金として、県が社会保険診療報酬支払い基金へ支払
(H29までは市町村が支払)
- ・公費を充当して不足する分が納付金の総額。

(3) 介護納付金分

納付金(介護分)	国・調整交付金(9%)
	国・療養給付費等負担金(32%)
	県繰入金(9%)

- ・外枠が県の歳出としての介護納付金。
(介護保険の第2号被保険者が支払う保険料を医療保険者が徴収して支払基金へ納付)
(H29までは市町村が支払)
- ・公費を充当して不足する分が納付金の総額

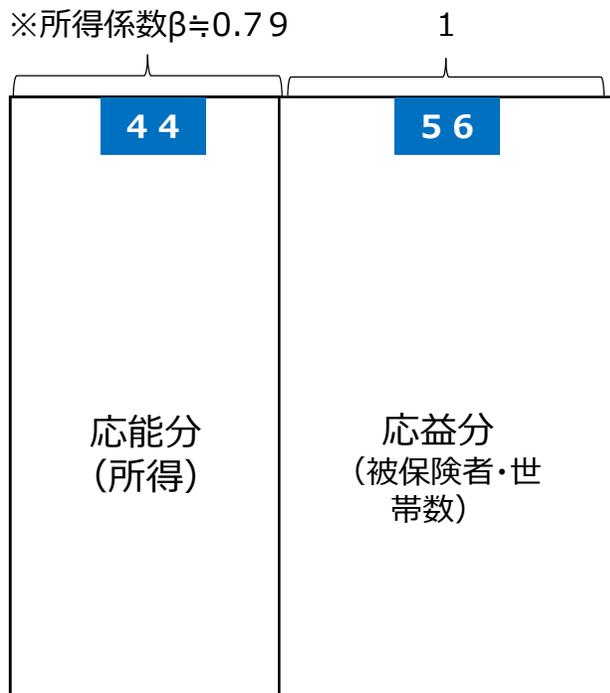
国保事業費納付金算定の流れ② (応能応益等)

○ 前頁で算定した3区分毎の納付金総額について、所得、被保険者数、世帯数のシェアに応じて按分する。

※医療分、後期分、介護分全て同じ考え方

(1) 応能分と応益分に按分
(44 : 56)

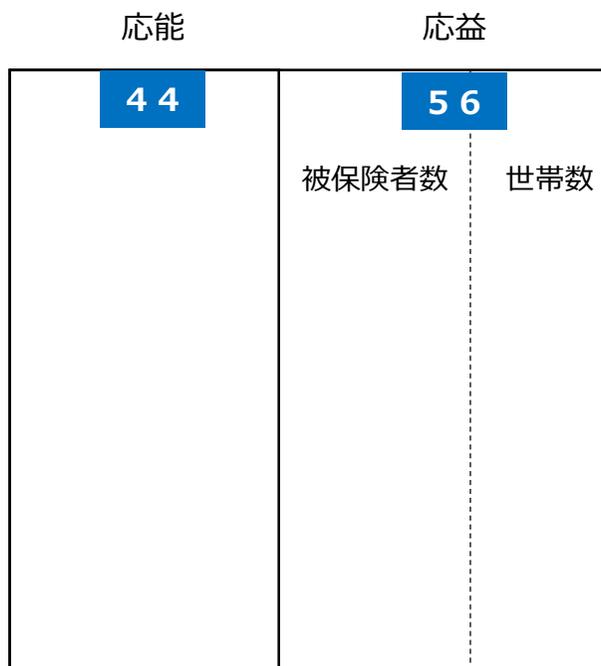
※所得係数 $\beta \div 0.79$



※所得係数 β
⇒全国平均の所得額を1とした場合の高知県平均の割合

※ β を使用する理由は都道府県間の所得格差による保険料負担格差を調整する普通調整交付金が高知県には多く交付されており、所得に応じて負担すべき部分(応能分)が少ないという考え方によるもの

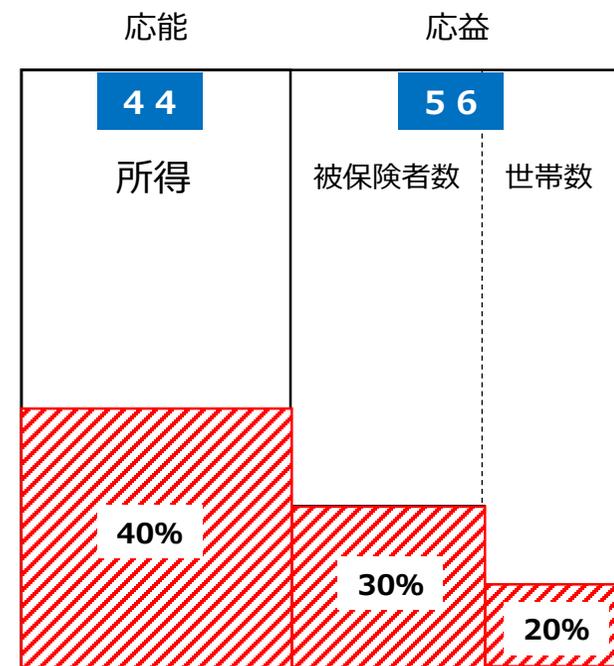
(2) 応益分を被保険者数と世帯数
に対応する部分に按分



※応益部分(56)を
被保険者数 : 世帯数 = 70 : 30で按分する

※応能分のうち、資産の額に対する部分(市町村の保険料(税)における資産割相当分)は納付金算定には使用しない。
(納付金算定は3方式で実施)

(3) 各市町村の所得、被保険者数、世帯数の県全体のシェアに応じて按分



例として、ある団体について、

所得総額が県全体の40%
被保険者数が県全体の30%
世帯数が県全体の20%
を占める場合は、納付金総額(外枠)に対して、斜線部分の面積に相当する納付金を負担する。

国保事業費納付金算定の流れ③（医療費水準の反映）

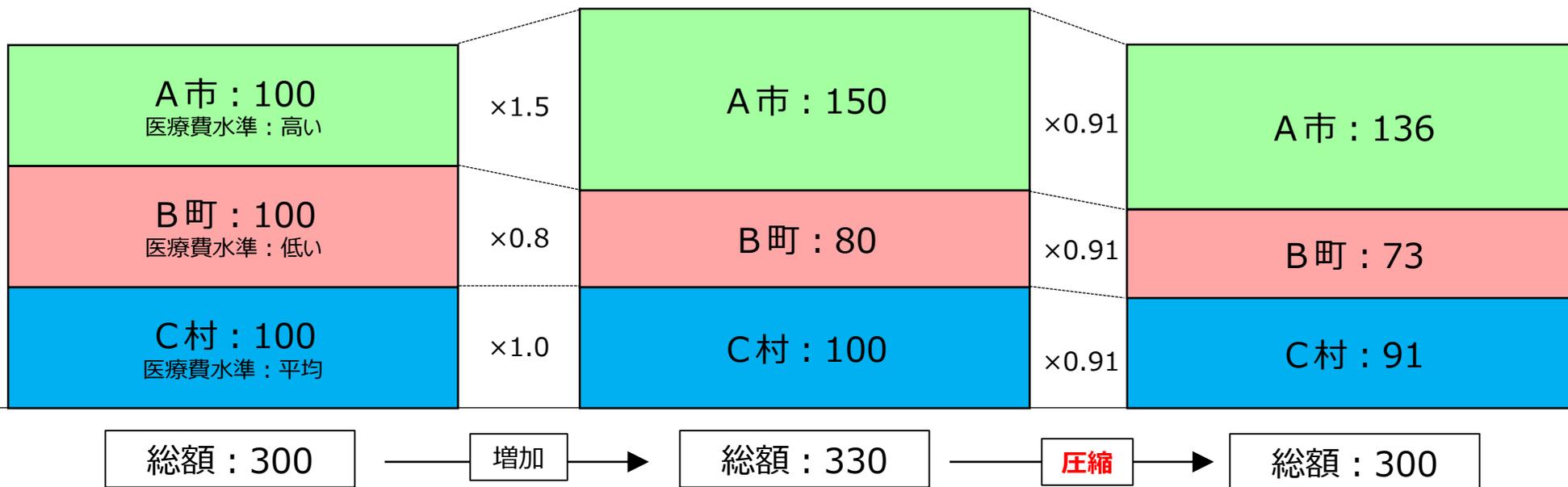
○ 医療分の納付金については、各市町村の（過去3カ年の）医療費の水準の多寡を反映させる調整を行う。

※後期高齢者支援金分、介護納付金分については反映させない。

(1) 前頁で算定した市町村別の納付金総額が仮に同じとなった場合

(2) 医療費指数反映係数 α を使い、各市町村の医療費水準を反映

(3) 納付金総額が増加（300→330）となったため総額が300となるように調整



※各3市町村の年齢調整後の医療費指数を下記のとおりとする。

A市 : 1.5 B町 : 0.8 C村 : 1.0

※医療費指数はN-2、N-3、N-4年度の平均値
R3年度算定であれば、R元、H30、H29の
三カ年平均を使用する。

※特別高額医療費に該当する部分は共同負担
することとして算定を行う。

※各市町村の納付金額に対して、
 $1 + \alpha \times (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)$
を乗じる。

※医療費指数反映係数 α は各都道府県で
0～1.0までの間で設定。

※高知県はH30～R5年度までの間は $\alpha = 1$
(現在、医療費水準を100%納付金に反映)

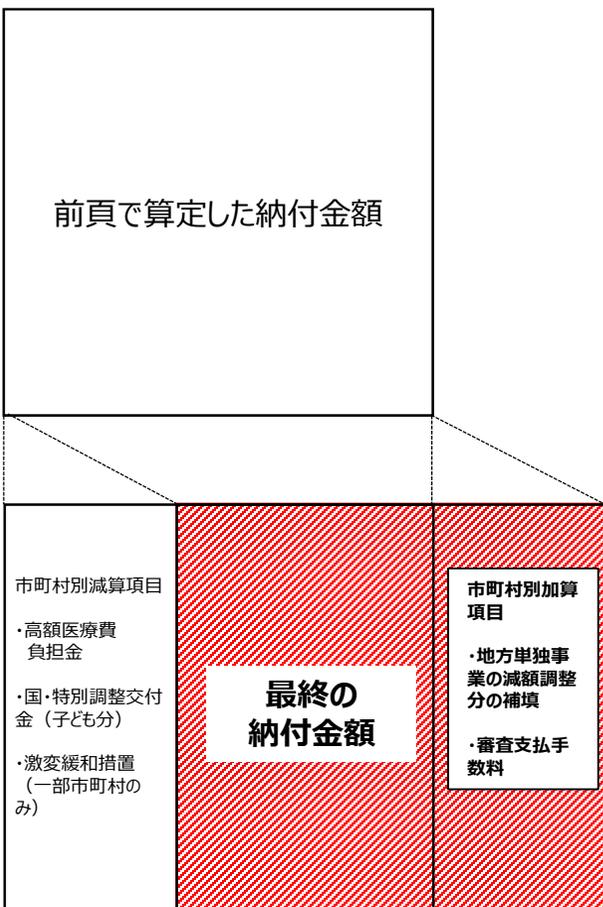
※総額に合わせつける調整率 γ を乗じる

$$\gamma = 300 / 330 \approx 0.91$$

国保事業費納付金算定の流れ④（市町村別調整）

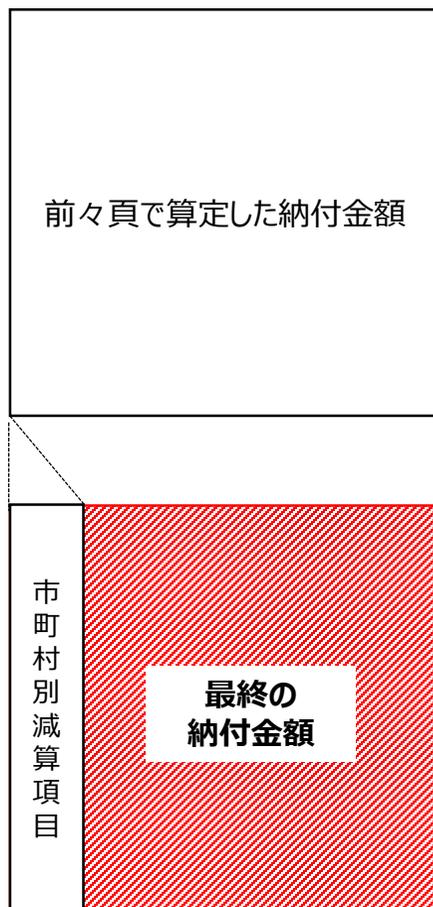
○ 前頁で算定した各市町村の納付金総額について、市町村毎に算定される公費等による加算・減算を行い、最終的な納付金額を算定。

（１）医療分



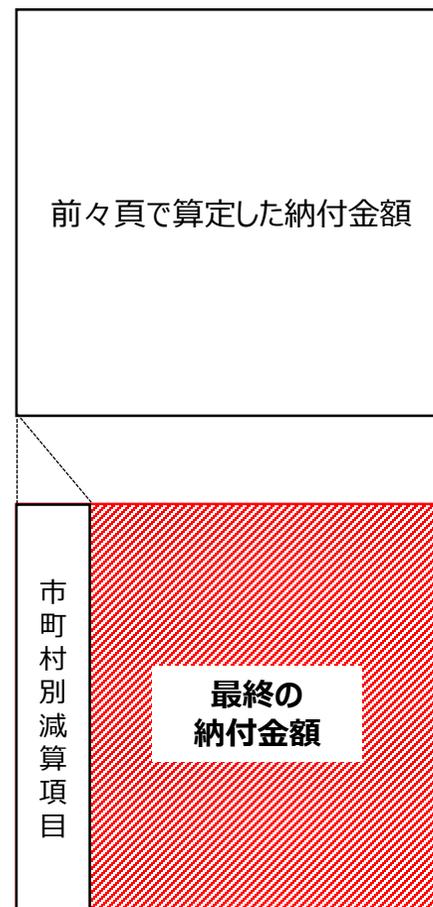
※斜線部分が市町村の最終の納付額
※事務費については、保険料で賄う費用ではないため加算しない

（２）後期高齢者支援金分



※減算項目は激変緩和措置のみ（対象市町村のみ）
※加算項目なし

（３）介護納付金分

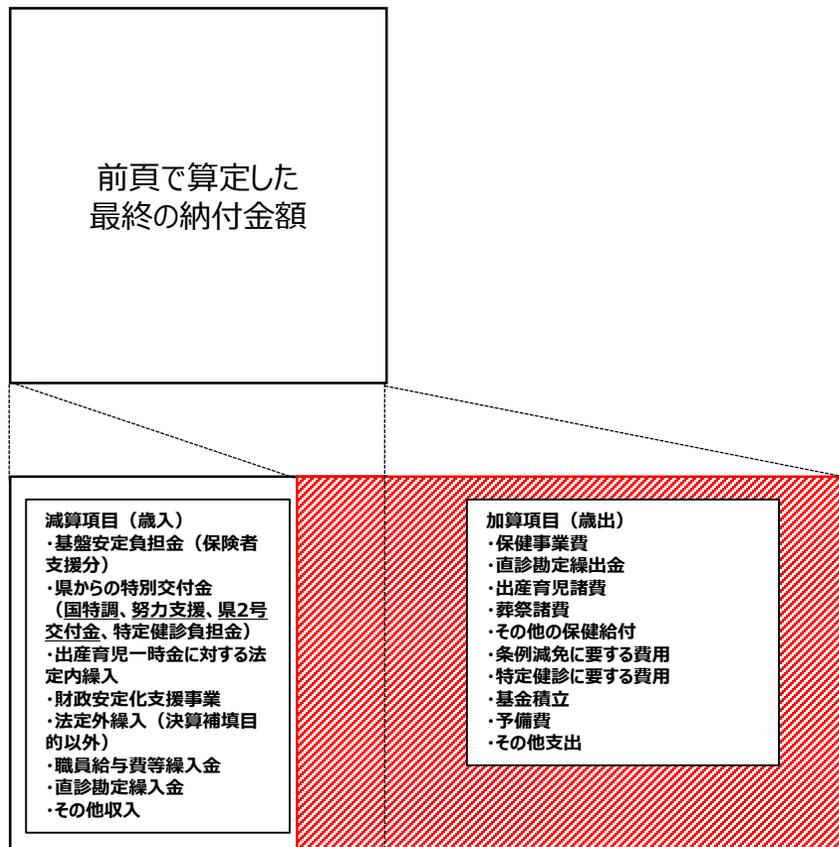


※減算項目は激変緩和措置のみ（対象市町村のみ）
※加算項目なし

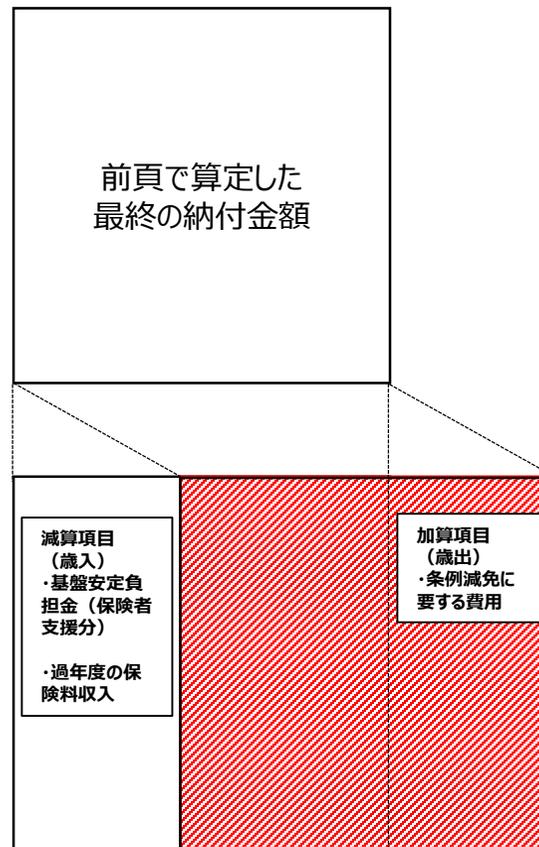
国保事業費納付金算定の流れ⑤（標準保険料率へ）

- 前頁で算定した各市町村の納付金の額と、納付金以外の市町村ごとの歳入・歳出見込み額をもとに、市町村の国保財政が均衡するために必要な保険料総額（＝標準保険料総額）を算出。
- 市町村の歳入・歳出見込み額は11、12月頃に県から市町村に照会（⇒市町村の見込額によって標準保険料率は変動する）

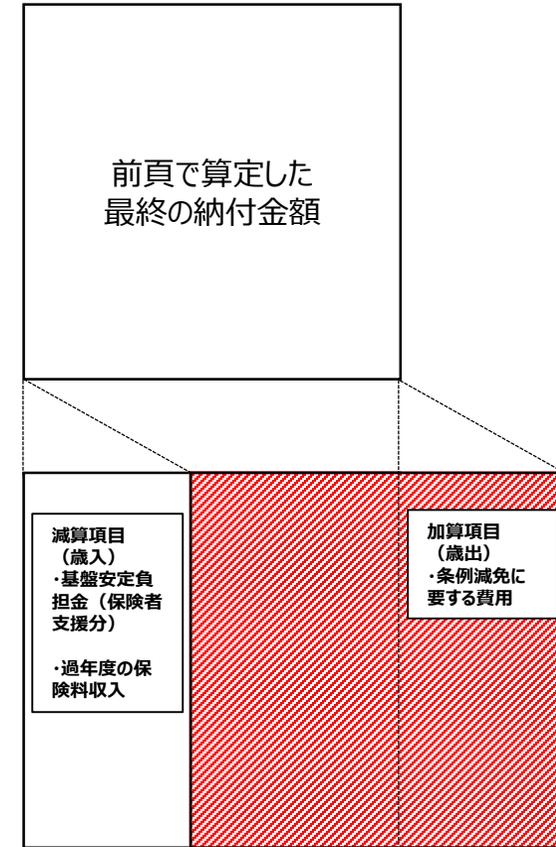
（1）医療分



（2）後期高齢者支援金分



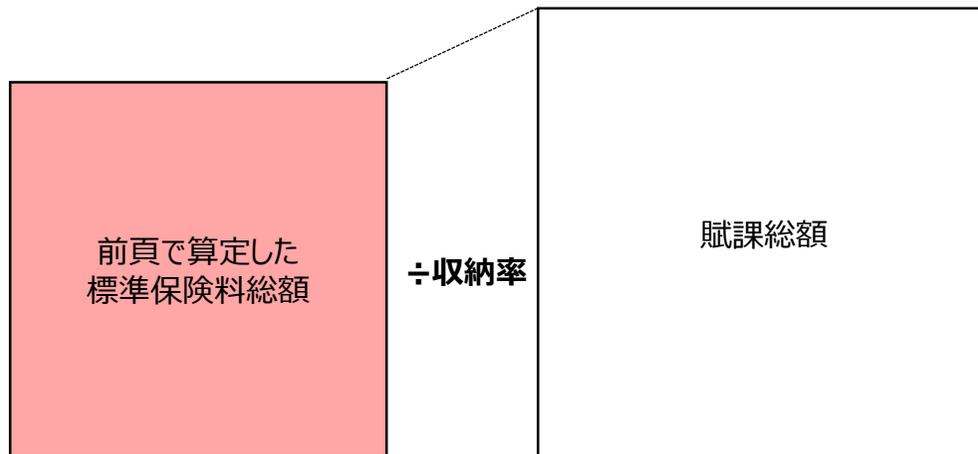
（3）介護納付金分



国保事業費納付金算定の流れ⑥（標準保険料率へ）

○ 前頁で算定した標準保険料総額を標準的な収納率で割戻しを行い、標準保険料率を算定する。

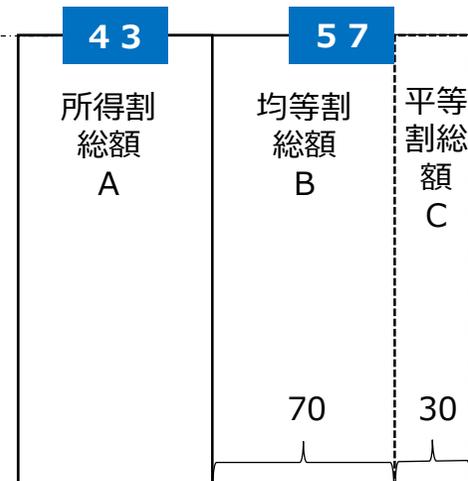
（１）標準的な収納率による割戻し



※仮にこの金額を賦課しても、保険料（税）収納率が100%でない限りは、徴収できなかった部分は市町村の歳入不足（＝赤字）となる

※市町村の被保険者の規模別に設定した標準的な収納率で割戻すことで、必要な歳入額を確保できる賦課総額を決定

（２）賦課総額を3方式で按分



- ①所得割
上の図のA / 当該市町村の所得総額
例) A = 100円、所得総額1,000円の場合は
所得割率 = 10.0%
- ②均等割
上の図のB / 当該市町村の被保険者数
例) B = 1,000円、被保険者10人の場合
均等割額 = 100円
- ③平等割
上の図のC / 当該市町村の世帯数
例) C = 500円、世帯数5世帯の場合
平等割 = 100円